

用語解説

※参考・引用「高知県災害時医療救護計画」等

【い】

遺体安置所

町が設置する、遺体を収容し検索するための場所。地震や津波に備えて場所をあらかじめ想定しておく必要がある。なお、搬送については、警察、自衛隊、消防機関その他の機関が行うこととなる。

いの町地域防災計画

災害時対策基本法第 42 条の規定に基づき、いの町の防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心に、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定めたもの

いの町南海トラフ地震時保健活動マニュアル

災害時に保健師をはじめとした保健医療活動を担う行政職員（保健師・管理栄養士等の専門職や事務職）が災害時に迅速かつ効果的な公衆衛生活動を行うことができるよう、発災時はもとより、平常時に災害対応の準備等含めたテキストとして活用するためのマニュアル。

医薬品

この計画では、町が実施する応急的な医療救護活動に使用する医薬品を指す。

医療救護活動

被災者に対する医療活動で、災害現場や医療救護のための病院、診療所等で実施される。また、避難所での医療活動や巡回診療、医療活動に付随して必要な医薬品の供給輸送なども医療救護活動の一環。

医療救護施設

災害時の医療救護活動を行う医療機関で、町が指定する「医療救護所」と「救護病院」、県が指定する「災害拠点病院」をいう。このうち災害拠点病院は、県保健医療調整支部管内を対象とするものと、全県を対象とする広域的な災害拠点病院がある。

医療救護所

町が指定するもので、被災者を初めに受け入れる医療救護施設をいう。避難所となる公民館や学校、体育館などに設置される場合（この場合、医療スタッフは町があらかじめ医師会等と協議し決定）と病院・診療

所を指定する場合とがある。傷病者の収容（入院治療等）は基本的に行わず、中等症者、重症者を応急処置のうえ後方病院に送ることとなる。また、医療救護チームが派遣される場合がある。

医療救護チーム

この計画では災害医療を行うすべての医療チームをいう。DMATや日赤救護班、JMAT、歯科医療救護班、薬剤師医療救護班、精神科医、心のケアチームその他の医療救護班、海外などからの医療ボランティアも含む。

【え】

衛星携帯電話

衛星回路を利用した可搬型の電話で、県医療本部及び支部、災害拠点病院、救護病院その他の一部の救護病院に配置されている。災害時には有効な通信手段であるが、アンテナを障害物のない南向きに設置する必要があり、日頃から通信環境を確認しておくことが必要。機種によっては、通話だけでなくデータ通信ができるため、『EMIS』やメールでの添付ファイルの送信が可能。

【お】

お薬手帳

調剤薬局や医療機関で調剤された薬の名前や飲む量、アレルギー歴などの記録をつける手帳を指す。かかりつけ薬局のほか薬剤師会事務局等で入手できる。平時からこの手帳の活用及び避難時の携帯を普及させることが災害時の医療救護のうえで大きな効果を発揮する。

【か】

仮設の診療所

地域の医療機関が被災し、継続的な医療提供ができない場合に、市町村が臨時的に設ける診療所。避難所等にあわせて開設されることが想定される。地域の医師等が不足する場合は医療救護チームが支援して立ち上げる。

【き】

救護病院

町長が指定する医療救護施設。医療救護所から搬送される中等症、重症の患者や自力で来院する傷病者の治療にあたるとともに、対応できない傷病者を災害拠点病院等の後方病院に送る。

局地災害

原則として重症患者が10名以上発生または発生することが予測され、かつ、地域の通常の救急医療体制では対応が困難な、風水害による土砂災害、CBRNE災害（化学・生物・放射性物質・核・爆発物によって発生した災害）、大規模事故等を指す。

【け】

県保健医療調整中央西支部

県中央西福祉保健所に設置する保健医療活動を市町村と協力して保健医療部門の総合調整を行う支部。管内の市町村が行う医療救護活動の支援を主な目的としており、県保健医療調整本部の指揮のもとで他の保健医療調整支部と連携しながら医療救護活動を実施していく。

【こ】

広域的な災害拠点病院

県が指定している災害拠点病院のうち、県内全域の医療救護施設等からの傷病者の受入や医療機関の支援を行う3病院（高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学医学部附属病院）をいう。

こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）

県内の医療機関、薬局、消防機関及び行政機関をインターネットで結び、各機関からの情報発信や閲覧により情報共有が可能となるシステム。

高知県災害対策中央西支部

高知県災害対策本部の支部で、中央西土木事務所に置く。

高知県災害対策本部

高知県が、災害が発生または発生することが予測される場合に設置する災害対策全般を統括する本部をいう。知事を本部長として、消防機

関、海上保安庁、警察及び自衛隊等と連携しながら県内における救援・救護活動の総合調整を行う。

高知県南海地震時保健活動ガイドライン

県及び市町村の保健師等が、災害に伴う住民の健康被害の発生を最小限に抑えるために効果的な保健活動を展開できることを目的に作成されたもの。

高知県保健医療調整本部（県保健医療本部）

高知県庁3階に設置され、高知県災害対策本部のもとで、県内全域の保健医療活動の総合調整を行う。各保険医療支部を通じて情報収集及び支援を実施するほか、県内の医療資源では対応が困難な場合には、県外の関係機関との連絡窓口となり、各種支援の受け入れ調整を行う。

【さ】

災害医療コーディネーター

災害医療、地域医療に知識と経験を有する医師の内から知事が委嘱（高知市支部の災害医療コーディネーターは高知市長が委嘱）する。被災地域内の医療ニーズを集約し、各地域が必要としている医療救護に対して、県内外からの人的・物的医療支援効果的に投入・配置するための総合調整を行う。

災害救助法

1947年（昭和22年）に施行された法律で、大災害に際して政府が地方自治体、日本赤十字社、その他の団体および国民の協力をえて、緊急に被災者への救援・社会の秩序の保持にあたる。都道府県知事が、救助を行うこととなっており、救助の種類には収容施設（仮設を含む）、炊き出し等による食料・飲料水の供与、医療・助産の補助、などを行う。また日常からの計画・施設の整備につとめることになっている。

広域災害救急医療情報システム災害医療用語集より

災害急性期

災害発生直後からの傷病者の多数発生、情報網の混乱、医療資源の決定的な不足などの状況から、それが、医療救護活動や復旧作業、支援活動により一定落ち着くまでの期間を指す。

災害拠点病院

災害発生時において、当該病院が所在する医療支部管内の医療救護活動の拠点となる病院。災害医療を行う医療救護病院等を支援する役割も果たす。また、災害拠点病院には、「地域災害拠点病院」と「基幹災害拠点病院」がある

災害時個別支援計画

避難行動要支援者（高齢者・障害者等要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者）が災害時に避難を行うため、あらかじめ本人の心身の状態や避難支援等の情報を記載したもの。令和3年5月の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務と規定された。

高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインより

災害対策基本法

1962年（昭和37年）に施行された法律で、災害医療を含めた災害から国土・国民を守るための対策を定めた基本的な法律である。防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧、防災に関する財政金融措置、その他等からなる。

広域災害救急医療情報システム災害医療用語集より

災害透析コーディネーター

高知県透析医会の災害時対応と連動し、透析医療継続のため指示を行える医師を知事が委嘱する。災害医療コーディネーターの総合的な調整のもと、透析施設と患者情報の分析を行い、県内外での透析受け入れに向けた調整を行う。

災害薬事コーディネーター

高知県薬剤師会等が推薦し知事が委嘱（高知市支部の災害薬事コーディネーターは高知市長が委嘱）する薬剤師で、県保健医療本部及び県保健医療支部において災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣についての調整を行う。

【し】

施設・避難所等ラピッドアセスメントシート

医療サポートの利用状況、妊産婦や乳幼児の有無などの医療ニーズを集約するためのアセスメントシート。

死体取扱規則

警察官が死体を発見し、または死体がある旨の届出を受けた場合における死因の調査、身元の照会、遺族への引き渡し、市区町村長への報告等その死体の行政上の取扱方法及び手続その他必要な事項を定める国家公安委員会の規則。

重点継続要医療者

重点継続要医療者を継続した医療ケアの中断が生命の維持に関わる難病等の慢性疾患患者を指す。

【ち】

町災害対策本部

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進に向けた組織体制として設置する本部を指す(参考:資料2)。町長を本部長とし、管内の消防、警察等の関係機関との連携や県の支援を受けながら町内における救援・救護活動を実施する。

【と】

トリアージ

災害時に多くの患者が発生したとき、その中から早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を行うことで、より多くの人命を救うために実施する判定を指す。医療救護所や救護病院などの受入時点では多くの患者に対応できる、START方式を実施する。

【ひ】

被災者アセスメント調査票

医療・保健・福祉関係者が分野別横断的に被災者の被災状況を報告する様式。

避難所

災害時に生活基盤を喪失した方や帰宅が困難となった住民が一時的に生活する場所を指す。

避難所での医療救護活動

避難所での医療の提供は、原則として避難所の設置・運営の主体である町が県の支援等を受けて実施するものであり、避難・復旧活動等による外傷、慢性疾患及び感染症等への対応が主となる。また、保健衛生活動と連携した避難者の健康維持も重要となる。

【へ】

ヘリコプター

災害時に活動するものとしては、消防防災ヘリ、ドクターヘリ、警察ヘリ、海上保安庁ヘリ、自衛隊ヘリなどがあり、救護・救助、または医療資源の輸送等を目的として活動する。

ヘリポート

災害時に支援物資の輸送や重傷者の搬送時に輸送手段としてヘリコプターを使用するための離着陸場のこと。町内には、28か所を予定している。

(令和5年3月時点)

【ほ】

防災行政無線

災害時における通信を確保するために、県庁や各市町村役場、県出先機関及び災害拠点病院等に整備された専用の無線通信システムで、公衆通信網の途絶や、停電の場合にも使用可能なように整備されている。音声通話のほかファックス回線としても使用する。

保険診療

国民健康保険や社会保険等の健康保険などの公的医療保険制度が適用される診療を受けることを指す。災害救助法に基づく医療救護の費用は被災県が負担するが、医療救護は災害によって失われた医療機能を一時的に代替するものであるため、被災地域の医療機能が回復し次第、通常の保険診療の体制に復することが、復旧復興のために必要である。

ほけん福祉部で編成する医療保健班

地震発生直後からの医療救護所の設置・運営をはじめ、医療施設の災害対策に関すること、医師会、医療機関等との連絡調整に関すること、県保健医療調整中央西支部との連絡調整に関すること、医薬品の確保に関すること等、医療機関との連携その他を主とする活動とともに、防疫等、保健衛生活動に関すること、衛生資材の確保に関することを担当する班。

【よ】

要請

人的・物的医療資源の不足や医療機関の機能低下など、医療救護活動を実施するうえで妨げとなる状況を解決するための支援等の対策を求めることであり、医療従事者の派遣や、医薬品の供給、そしてヘリ出動や医療機関の復旧要請などがある。

要配慮者

単独では避難が困難である方や、情報を得ることが困難な聴覚や視覚に障害がある方など、大規模な災害時に特別な援護の必要な方を指す。

【ら】

ライフライン

この計画では、医療機能を維持、また、避難所等において生活していくうえで欠かせない電気、水道、ガス、道路及び通信手段等のインフラの総称として用いる。

【D】

DICT (ディクト)

Disaster Infection Control Team の略。災害時感染制御チーム。災害時に、避難所において集団的感染症の未然防止支援と発生後の制御活動支援を行う。1 チーム4名程度の感染制御の実務経験者（感染制御医、感染管理認定看護師、感染制御専門薬剤師、業務調整員等）で編成される。

DMAT

「災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team) の略称で、「ディーマット」と読む。DMAT は、大地震や航空機・列車事故とい

った災害が起こったときに、被災地に迅速に駆けつけ、医療救護活動を行うための専門的な訓練を受けた医療チームのこと。

1チームは、5名程度で医師、看護師、業務調整員で構成されている。

DMA T 現場活動指揮所

DMA T活動拠点本部が、必要に応じて、DMA Tが活動する災害現場等に設置する指揮所であり、DMA T活動拠点本部の指揮の下で当該現場での活動の調整を行う。

DMA T 指定医療機関

運用計画に基づき、DMA Tの所属する病院を「高知DMA T指定医療機関」として指定し、DMA Tが出動した際の費用負担などについての協定を各病院と締結している。

DMA T 病院支援指揮所

DMA T活動拠点本部が、必要に応じて、DMA Tが活動している病院に設置する指揮所であり、DMA T活動拠点本部の指揮の下で当該病院の病院支援の調整を行う。

【E】

EM I S

Emergency Medical Information System の略。国の広域災害救急医療システムのこと。発災時、被災した都道府県を超えて各医療機関の被災状況や患者受入れ状況などの災害医療に関わる情報を共有し、またDMA Tを管理・運用するためのシステム。

EM I S 登録医療機関

災害時に、自院の被災状況や患者の受入可否を「EM I S」への入力する医療機関。